

②認定を受けるための申請書類及び添付書類一覧（相対値基準・小規模法人用）

提出書類リスト		参照ページ
① 認定申請書（第十三号様式）		72
② 寄附者名簿（※1）		73
③認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模用）	74～75
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模用）	76～78
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準）	79～80
二 号	認定基準等チェック表（第2表）	97～98
三 号	認定基準等チェック表（第3表）	101～102
	役員 の 状 況（第3表付表1）	103～104
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	105
四 号	認定基準等チェック表（第4表）	106～108
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	109
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	110～111
五 号	認定基準等チェック表（第5表）	112～113
六 号	認定基準等チェック表（第6, 7, 8表）	114～115
	所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書（※2）	—
	都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書（※3）	—
欠格事由チェック表		116～117
③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		118

共通書式

※1 事業年度ごとに当該申請に係る NPO 法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類（法 45①一）

※2 国税の滞納処分にかかる納税証明書：納税証明書「その4」

※3 千葉県：千葉県県税条規則 40 号様式（その2）

（注）提出前に、提出書類チェック表で書類（127 頁）の確認をお願いします。

第十三号様式（第十九条）

認 定 申 請 書

千葉県規則で定められた様式どおりに作成

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 様

〇〇市〇〇〇 △丁目〇番地〇
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、申請します。

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 申請書には「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧」に掲げる書類を添付してください。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	実績判定期間	2018年4月1日～2020年3月31日																				
実績判定期間（注意事項参照）における下欄③の㉔欄の金額に占める㉕欄の金額の割合（㉖欄）が、 5分の1（20%）以上であること			チェック欄																				
小規模法人の判定 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">800万円以内であることが必要</div>																							
1	実績判定期間の総収入金額 12,345,678 円 <hr style="width: 80%; margin: 0;"/> 実績判定期間の月数 24 月	× 12 =	㉖ 6,172,839 円																				
㉖が800万円未満である		はい <input checked="" type="radio"/>	2 ～ 小規模法人の特例計算・・・適用不可																				
2	実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者（役員、社員を除く。）の数が50人以上である	はい <input checked="" type="radio"/>	小規模法人の特例計算・・・適用可 3 ～ いいえ 小規模法人の特例計算・・・適用不可																				
3	小規模法人の特例計算を適用する場合	全て実績判定期間（2事業年度）の合計額を記載 （更新の場合は5事業年度）																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width:10%;">総収入金額</td> <td style="width:10%; text-align: center;">㉗</td> <td style="width:80%;">12,345,678 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">控除金額</td> <td>国の補助金等の額（㉘欄に金額の記載がある場合は、記入不可）</td> <td style="text-align: center;">㉘ 0 円</td> </tr> <tr> <td>委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額</td> <td style="text-align: center;">㉙ 0 円</td> </tr> <tr> <td>法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額</td> <td style="text-align: center;">㉚ 6,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>資産の売却収入で臨時的なものの金額</td> <td style="text-align: center;">㉛ 0 円</td> </tr> <tr> <td>遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㉜欄の「（ ）」）</td> <td style="text-align: center;">㉜ 0 円</td> </tr> <tr> <td>休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㉝欄）</td> <td style="text-align: center;">㉝ 0 円</td> </tr> <tr> <td>差引金額 (㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝)</td> <td style="text-align: center;">㉞</td> <td style="text-align: right;">6,345,678 円</td> </tr> </table>				総収入金額	㉗	12,345,678 円	控除金額	国の補助金等の額（㉘欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	㉘ 0 円	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉙ 0 円	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉚ 6,000,000 円	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㉛ 0 円	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㉜欄の「（ ）」）	㉜ 0 円	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㉝欄）	㉝ 0 円	差引金額 (㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝)	㉞	6,345,678 円	
総収入金額	㉗	12,345,678 円																					
控除金額	国の補助金等の額（㉘欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	㉘ 0 円																					
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉙ 0 円																					
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉚ 6,000,000 円																					
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㉛ 0 円																					
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㉜欄の「（ ）」）	㉜ 0 円																					
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㉝欄）	㉝ 0 円																					
差引金額 (㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝)	㉞	6,345,678 円																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width:10%;">受入寄附金総額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㉟欄）</td> <td style="width:10%; text-align: center;">㉟</td> <td style="width:80%;">1,534,678 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">控除金額</td> <td>一人当たり基準限度超過額の合計額（付表（相対値基準・小規模法人用）㊱欄）</td> <td style="text-align: center;">㊱ 46,533 円</td> </tr> <tr> <td>休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊲欄）</td> <td style="text-align: center;">㊲ 0 円</td> </tr> <tr> <td>差引金額 (㉟-㊱-㊲)</td> <td style="text-align: center;">㊳</td> <td style="text-align: right;">1,488,145 円</td> </tr> <tr> <td>会費収入（㊴欄と付表2（相対値基準）㊵欄のうちいずれか少ない金額）</td> <td style="text-align: center;">㊴</td> <td style="text-align: right;">60,000 円</td> </tr> <tr> <td>国の補助金等の金額（㊶欄の金額を限度とする）</td> <td style="text-align: center;">㊶</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>合計金額 (㊳+㊴+㊶)</td> <td style="text-align: center;">㊷</td> <td style="text-align: right;">1,548,145 円</td> </tr> </table>				受入寄附金総額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㉟欄）	㉟	1,534,678 円	控除金額	一人当たり基準限度超過額の合計額（付表（相対値基準・小規模法人用）㊱欄）	㊱ 46,533 円	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊲欄）	㊲ 0 円	差引金額 (㉟-㊱-㊲)	㊳	1,488,145 円	会費収入（㊴欄と付表2（相対値基準）㊵欄のうちいずれか少ない金額）	㊴	60,000 円	国の補助金等の金額（㊶欄の金額を限度とする）	㊶	0 円	合計金額 (㊳+㊴+㊶)	㊷	1,548,145 円
受入寄附金総額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㉟欄）	㉟	1,534,678 円																					
控除金額	一人当たり基準限度超過額の合計額（付表（相対値基準・小規模法人用）㊱欄）	㊱ 46,533 円																					
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊲欄）	㊲ 0 円																					
	差引金額 (㉟-㊱-㊲)	㊳	1,488,145 円																				
会費収入（㊴欄と付表2（相対値基準）㊵欄のうちいずれか少ない金額）	㊴	60,000 円																					
国の補助金等の金額（㊶欄の金額を限度とする）	㊶	0 円																					
合計金額 (㊳+㊴+㊶)	㊷	1,548,145 円																					
基準となる割合 (㊷÷㉞)		20%以上であることが必要																					
.....		㉖	24.3%																				

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
 したがって、例えば、3月決算法人が2020年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は、認定を受けたことのない法人の場合は2018年4月1日から2020年3月31日となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用) 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
「総収入金額㉞」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉟」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けずに交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉟」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㊱」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㊲」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㊳」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㊴」、「休眠預金等交付金関係助成金㊵」、「受入寄附金総額㊶」、「一者当たり基準限度超過額の合計㊷」、「休眠預金等交付金関係助成金㊸」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㊹」欄	「差引金額㊺」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㊻」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㊼」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㊺」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・小規模法人用)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	実績判定期間	2018年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	--------	----------------------

1 基準限度額の計算

対価性のない明らかに贈与と認められる寄附金等の合計額を記載 (寄附金、助成金、賛助会費等)

受入寄附金総額	①	1,534,678 円
休眠預金等交付金関係助成金	②	円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額 ((① - ②) × 10%))	③	153,467 円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額 ((① - ②) × 50%))	④	767,339 円

2 受入寄附金総額の内訳

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人にあっては④) 欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
千葉 太郎	理事	() 200,000 円	() 153,467 円	() 46,533 円
役員からの寄附金で、その役員の親族からの寄附金も合算して 20 万円以上になる場合に合計額を役員ごとに記載		() 円	() 円	() 円
役員からの寄附金の額が 20 万円以上のものの合計額		⑤ 200,000 円	153,467 円	46,533 円
⑥欄以外の同一の者からの寄附金の額の合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	⑥ 0 円	⑦欄の①-③ 0 円	0 円
	⑥欄以外の者	⑧ 1,334,678 円	1,334,678 円	0 円
休眠預金等交付金関係助成金		⑨ () 円	/	
合 計 (⑤+⑥+⑧+⑨)		⑩ 1,534,678 円		

(注意事項)

①～③の各欄の「()」には、遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・小規模法人用） 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限ります。）の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、①欄の金額に等しくなります（④＝①）。</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「休眠預金等交付金関係助成金⑤及び⑥」欄	<p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p>	
「役員の名氏」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金で、その金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>（注） 小規模法人における役員からの寄附金の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるとき、<u>これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要はありません。</u></p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑦」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>左欄の（注）書き「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の名氏（理事長、代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑧」欄	<p>特定公益増進法人（法人令77）、認定NPO法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載します。</p>	<p>⑧欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑧欄以外の者⑨」欄	<p>上記⑧欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の合計額を記載します。</p>	<p>⑨欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	実績判定期間	2018年4月1日～2020年3月31日
-----	---------------	--------	----------------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
イ 社員の会費の額が合理的な基準により定められている	会員会費規定第〇条に会費額を規定 社員会費 3,000円/年	はい・いいえ
ロ 社員（役員等を除く。）の数が20人以上である	社員名簿に20名登載	はい・いいえ

定款や会則等の規定から記載

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	①	60,000円	活動計算書の収益の部の社員の会費の合計額を記載
共益的活動の割合（第2表③欄）	②	0%	第2表③欄と一致
①から控除する金額（①×②）	③	0円	
差引金額（①－③）	④	60,000円	

↓

第1表（相対値基準・原則用）④欄又は、
第1表（相対値基準・小規模法人用）②欄へ

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「基準口」欄		<p>「役員等」とは、役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	<p>① イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に社員の会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。</p> <p>② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記載します。</p>	
「社員の会費の額の合計額①」欄	活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。	活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。